

令和3年度第1回西尾市都市計画審議会次第

日時：令和3年5月19日（水）
午後2時00分から
場所：西尾市役所5階 51会議室

1 会長あいさつ

2 議 題

議案第1号 西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）について

議案第2号 西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について

3 その他

西尾市都市計画審議会委員名簿

令和3年4月1日現在

役 職 名	氏 名
西尾市議会議員（議長）	はせがわ とし ひろ 長谷川 敏 廣
〃 （副議長）	まつ ぎき りゅう じ 松 崎 隆 治
〃 （企画総務常任委員会委員長）	あお やま しげる 青 山 繁
〃 （経済建設常任委員会委員長）	いぬ かい かつ ひろ 犬 飼 勝 博
矢作川南部土地改良区副理事長	くろ やなぎ かず よし 黒 柳 和 義
若 桐 会	ない とう さち こ 内 藤 幸 子
西三河農業協同組合代表理事組合長	さい とう たね じ 齋 藤 種 治
愛知県建築士事務所協会相談役	あさ おか いち ろう 朝 岡 市 郎
ばらネット会長	て しま とし こ 手 島 とし子
西尾市農業委員会会長	と やま よし かず 外 山 好 一
一色町商工会女性部監事	たか す ゆき え 高 須 ゆき江
西尾商工会議所専務理事	うめ もと ゆう じ 梅 本 雄 司
西三河漁業協同組合代表理事組合長	いな がき よし き 稲 垣 芳 樹
西三河建設事務所西尾支所長	いわ つき やす お 岩 月 康 男
愛知県西尾警察署副署長	かすがい ふみ よし 春日井 文 良

西尾市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、西尾市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関又は県の職員
- (4) 市の住民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び会議に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 西尾市附属機関に関する条例（昭和39年西尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

市長	西尾市総合計画審議会	総合計画に関する事項
市長	西尾市都市計画審議会	都市計画の調査、審議に関する事項

」

を

「

市長	西尾市総合計画審議会	総合計画に関する事項
----	------------	------------

」

に改める。

西尾市都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市都市計画審議会条例(平成12年西尾市条例第7号)第6条の規定に基づき、西尾市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、任期中における最初の審議会で行う。

- 2 選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。
- 3 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。
- 4 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

- 2 会長がその職を辞し、又は委員を退職したときその他会長が欠けたときは、次の審議会の会議において、会長の選挙を行うものとする。

(会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の1週間前までに、あらかじめ議案、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(議案の説明)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2名が、これに署名するものとする。

- 2 議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 出席市職員の職氏名
- (4) 会議に付した議題及び内容
- (5) 議事の概要及び経過
- (6) その他議長が必要と認めた事項

(会議の公開等)

第7条 審議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 西尾市情報公開条例(平成13年西尾市条例第20号)第7条に規定す

る非開示情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) その他審議会が非公開とする旨を議決した場合

2 審議会の傍聴方法等については、西尾市都市計画審議会傍聴要領による。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。